

**第1次一括法及び第2次一括法等による社会福祉施設等の基準等に関する条例
(松山市所管分 地域密着型サービス等を除く) について**

1 制定条例 (計8条例)

- (1) 松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (5) 松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (6) 松山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (7) 松山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (8) 松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

2 条例制定を要した省令基準

○第1次一括法に係るもの

No.	省令基準等		法律名
2	養護老人ホーム	設備、運営	老人福祉法
3	特別養護老人ホーム	設備、運営	
4	指定居宅サービス等の事業	人員、設備、運営	介護保険法
5	指定介護予防サービス等の事業	人員、設備、運営 介護予防のための効果的な支援の方法	
6	指定介護老人福祉施設	人員、設備、運営	
7	介護老人保健施設	人員、施設、設備、運営	
8	指定介護療養型医療施設	人員、設備、運営	

○第2次一括法に係るもの

No.	省令基準等		法律名
1	軽費老人ホーム	設備、運営	社会福祉法

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に係るもの

No.	省令基準等		法律名
4	指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス	申請者の法人格	介護保険法
5	事業者の指定に関する基準のうち、		
6	指定介護老人福祉施設	入所定員	

3 条例制定の概要

「従うべき基準」及び「標準」については、厚生労働省令等と同じ基準を定め、「参酌すべき基準」のうち、次の項目について独自基準を定めた。

(1) 非常災害対策の拡充

適用条例	全て（但し、4・5のうち訪問系サービス等を除く）
現行基準 （抜粋）	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
独自基準	ア. 災害の種別に応じた個別計画の策定及び避難訓練の実施 非常災害に関する具体的な計画については、当該施設の立地条件等から個別に検討し、予想される災害の種別（例：地震、風水害）に応じて作成するものとし、災害の種別ごとの計画の作成に当たっては、災害の特性を考慮したものとする旨の規定を設ける。 また、策定した計画に沿って避難訓練を実施する規定を設ける。
	イ. 計画の掲示 非常災害対策の具体的計画については、施設内の見やすい場所に掲示することを義務付ける旨の規定を設ける。
	ウ. 備蓄の確保 災害時にはライフラインが一時的に寸断される事態が予想されることから、非常事態に対応するため、非常食、飲用水、日用品等の備蓄の確保に努める旨の規定を設ける。
理由等	東日本大震災の甚大な被害状況を教訓として現行基準の見直しは不可欠であることや、事業者が防災対策を再検討する契機となることも期待できるため、事業者に過度な負担とならないよう配慮しながら独自基準を規定する。

(2) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の居室定員の緩和

適用条例	3、6
現行基準	1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
独自基準	1の居室の定員は1人とするが、プライバシーに配慮することで4人以下とすることができる旨の規定とする。
理由等	利用者の多様なニーズに対応し、地域の実情に応じた柔軟な基盤整備を進めるため、ユニット型施設の整備を推進する一方で、多床室の施設整備についても選択肢を残しておく規定とする。

(3) 施設系のサービス提供記録の利用者への提供

適用条例	4～8（4・5のうち、訪問等・通所・短期入所系サービスについては現行基準で規定済）
現行基準	サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。
独自基準	提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない旨を規定する。
理由等	現行基準では、施設系サービスにおいて、サービス提供内容の記録を利用者に提供する規定がないことから、利用者からの申出があった場合にその情報を利用者に対して提供する義務を明文化する。

(4) 記録の保存年限の延長

適用条例	4～8
現行基準	その完結の日から2年間保存しなければならない。
独自基準	保存年限を5年とする旨を規定する。
理由等	地方自治法上の金銭債権の消滅時効である5年と整合を図る必要から、保存年限を変更する。